

筑西市避難行動要支援者 避難支援計画



令和3年1月

筑西市

令和4年9月一部改正

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の背景と目的	2
2	基本的な考え方	3
3	ことばの定義	4
第2章	避難行動要支援者名簿	
1	避難行動要支援者名簿の作成	5
2	避難行動要支援者名簿情報の提供等	7
第3章	個別避難計画	
1	個別避難計画の作成	9
2	個別避難計画の提供等	9
第4章	要配慮者に対する支援体制	
1	筑西市	10
2	筑西市社会福祉協議会	10
3	自治会・自主防災組織・民生委員児童委員	11
4	赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団	11
5	協力協定を締結する団体	11
第5章	災害等発生時における避難行動要支援者に対する支援	
1	避難のための情報伝達	12
2	災害発生時の避難誘導	13
3	災害発生時の安否確認	14
4	避難支援等関係者の安全確保	14
第6章	要配慮者に対する避難生活支援	
1	避難所における支援	15
2	福祉避難所の開設	19
3	避難所以外の要配慮者への支援	20
4	個別避難計画による支援	20
第7章	平常時における要配慮者対策	
1	要配慮者の防災・減災対策	21
2	趣旨普及・啓発のための広報活動等	21
3	要配慮者自身の備え	22
第8章	計画の期間及び進捗管理・見直し	
1	計画の期間	23
2	計画の策定・見直し	23
3	事務局及び関係所管の連携	23
付 録	要配慮者支援を円滑に進めるために	
1	地域のみなさんに期待すること	24
2	要配慮者のみなさんをお願いすること	25

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で多数の支援者も犠牲になりました。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では、法改正を受けた取組みとして、従来の「筑西市災害時要援護者支援計画」の見直しを行い、筑西市地域防災計画に基づいた避難行動要支援者対策を重点的に具体化するため、新たに「筑西市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。

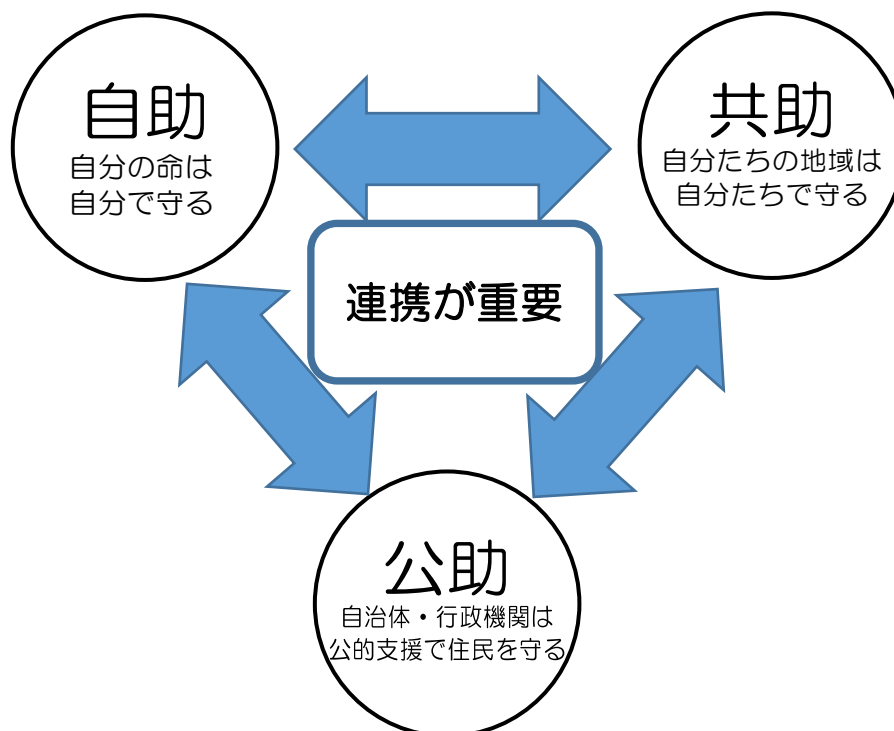
この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援等について、基本的な方針や対策などの必要な事項を定めるものです。また、要配慮者に関する情報把握、減災活動、避難生活支援等に係る事項を明らかにし、自助・共助・公助の役割を踏まえ、それぞれが連携して避難行動要支援者の避難支援体制及び災害時における要配慮者支援を的確に行える体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 基本的な考え方

災害時においては、「自分の命は自分で守る」ことが基本です。日頃から、災害に備え、自分自身や家族の協力で災害から身を守るという「自助」の意識をみんなで持つことが重要になります。しかし現実的には、身体的理由や多様化する生活形態により、家族以外の人々の支援がなければ災害から身を守ることが困難な人もいます。このような人々たちへの支援は、隣近所や自治会等が助け合い、協力しながら防災活動に取り組む「共助」と自治体や行政機関の支援である「公助」との連携が重要です。

特に、発災直後は、消防機関や警察等の公的機関による支援体制が整うまでに一定の時間を要するうえ、対応能力にも限界があるため、避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難の確保には、「自助」と「共助」が重要なカギを握ることになります。「自助」「共助」が機能するために、日頃からの地域のつながりを通じた取組みによって、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要です。

■ 「自助」「共助」「公助」のイメージ図



3 ことばの定義

- (1) この計画において「災害」とは、風水害、大規模な災害・事故、地震による災害をいいます。
- (2) この計画において「要配慮者」とは、法第8条第2項第15号に定めるものをいい、高齢者、障害者、乳幼児、難病患者、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人、その他の特に配慮を要する人をいいます。
- (3) この計画において「避難行動要支援者」とは、法第49条の10第1項に定めるものをいい、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。
- (4) この計画において「避難支援等」とは、法第49条の10第1項に定めるものをいい、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいいます。
- (5) この計画において「地域支援者」とは、要配慮者・避難行動要支援者の近隣住民や友人・知人で、主となって要配慮者・避難行動要支援者への避難支援等を行う人をいいます。
- (6) この計画において「災害時地域リーダー」とは、自治会長、自主防災組織の長、民生委員児童委員、赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団員をいい、個別避難計画作成への協力や地域による要配慮者・避難行動要支援者への支援体制づくりの中心となる人をいいます。
- (7) この計画において「避難支援等関係者」とは、法第49条の11第2項に定めるものをいい、筑西市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、災害時地域リーダー、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域支援者等の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。
- (8) この計画において「特定避難支援等関係者」とは、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、茨城県警察及び民生委員児童委員、その他市長が特に必要と認める避難支援等関係者をいいます。

第2章 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者

名簿に掲載する対象者は、次のいずれかの要件を満たす人とし、ただし、施設や医療機関等に入所・入院している人は対象外とします。

- | | |
|---|---|
| ア | 要介護3以上の認定を受けている人 |
| イ | 身体障害者手帳1級又は2級を所持する人 |
| ウ | 身体障害者手帳（視覚又は聴覚）を所持する人のみの世帯の人 |
| エ | 療育手帳㊤又はAを所持する人 |
| オ | 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人 |
| カ | その他本人等から申出があり、市長が避難支援等の必要を認めた人 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援台帳に登録されていた人 ※（注1） ・65歳以上のひとり暮らしの人 ・65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ・難病患者 等 |

※（注1）制度改正前に高齢者や障がい者が申請により非常時の連絡先等を事前登録したもの

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載される情報

名簿には次に掲げる事項を掲載するものとします。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 氏名 |
| イ | 生年月日 |
| ウ | 性別 |
| エ | 住所又は居所 |
| オ | 電話番号その他の連絡先 |
| カ | 避難支援等を必要とする事由 |
| キ | その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

(3) 避難行動要支援者情報の収集

市は、名簿作成に必要な限度で、法第49条の10第3項及び第4項に基づき、市の関係部局が管理する情報や県から取得する情報を収集・集約します。

また、災害時地域リーダーに、地域の避難行動要支援者の把握調査を依頼し、情報を収集します。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供に係る意思の確認

新たな名簿掲載対象者に対しては、名簿に掲載された旨を通知すると同時に、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することについて、同意確認を行います。避難行動要支援者本人に判断能力が欠ける場合にあっては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとします。

名簿情報の提供に同意する避難行動要支援者は、別紙様式第1号「避難行動要支援者名簿情報提供同意書」を市に提出するものとします。

なお、情報提供の同意については、状況の変化により名簿掲載の対象となくなったりした場合や変更の申出がない限り、自動的に継続されます。

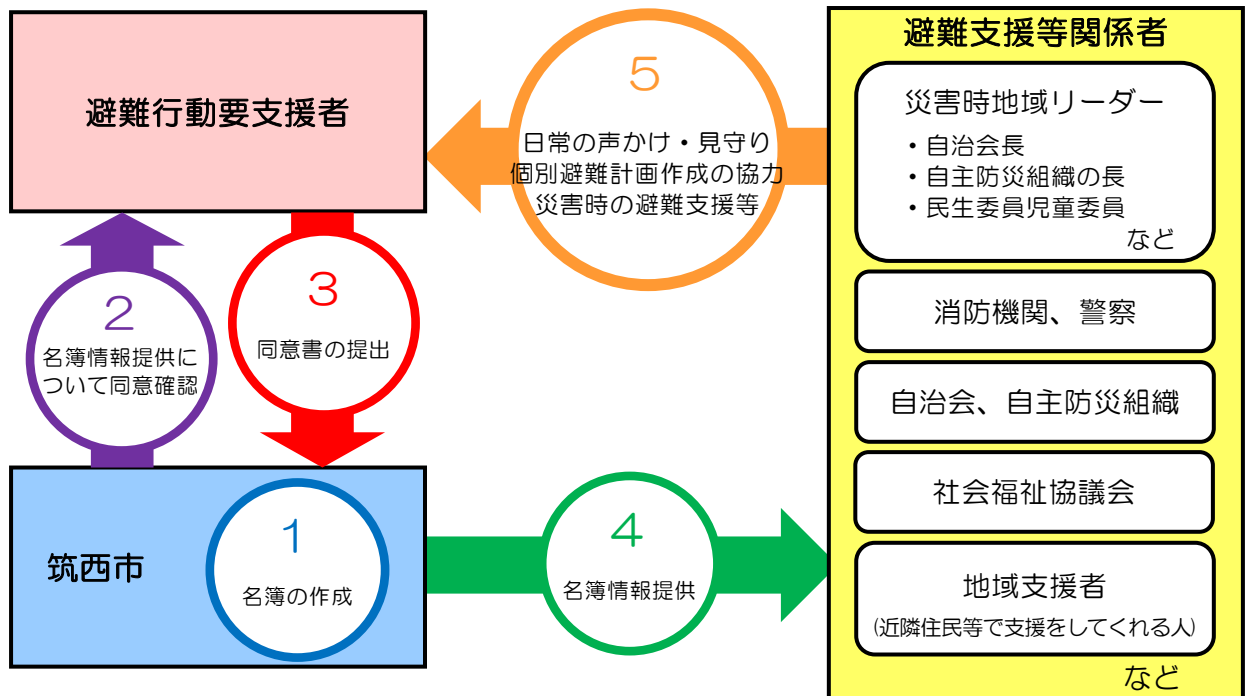
(5) 避難行動要支援者名簿の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は、名簿の更新を定期的に（年1回以上）行うものとします。なお、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、名簿情報を最新の状態に保つよう努めます。

(6) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によって、行政機能が著しく低下した場合であっても、名簿を活用できるように、市は、名簿のバックアップ体制の構築に努めます。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理する体制を整備します。

■避難行動要支援者名簿の作成・提供の流れ



2 避難行動要支援者名簿情報の提供等

(1) 避難行動要支援者名簿情報の提供

名簿情報は平常時から災害時地域リーダー等の避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

市は、法第49条の11第2項に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得られた名簿情報について、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者へ提供します。

ただし、筑西市避難行動要支援者名簿情報の提供等に関する条例（以下「条例」という。）の定めにより、市は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、茨城県警察等の特定避難支援等関係者に対して、同意の有無に関わらず、名簿情報を提供することができます。この場合における名簿情報の提供は、当該名簿情報を封印して行い、平常時に開封・閲覧することはできないものとします。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項に基づき、市は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の団体等に名簿情報を提供することができます。また、条例に基づき、特定避難支援等関係者は、封印して提供された名簿情報を開封することができます。

(2) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市及び名簿情報の提供を受けた団体等は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うものとするため、名簿情報の適正管理に努めます。

ア 市は、名簿情報を提供しようとするときは、避難支援等関係者との間で覚書や誓約書の締結等を行います。

イ 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、担当する地域の避難行動要支援者情報に限り提供します。

ウ 名簿情報の提供を受けた団体等は、避難支援等の用に供する目的以外で、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外に提供してはなりません。

エ 名簿情報の提供を受けた団体等は、施錠可能な場所に名簿情報を保管するなど、情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止に必要な措置を講じ、厳重に管理するものとします。

オ 名簿情報の提供を受けた団体等は、法第49条の13に基づき秘密保持義務が課せられており、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。名簿情報の提供を受けなくなった後も、また同様です。

カ 名簿情報の提供を受けた団体等は、名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに名簿情報を返却するものとします。

キ 名簿情報の提供を受けた団体等が、新たな名簿情報を受ける際は、保有する名簿情報を市に返却するものとします。

ク 市は、提供した名簿情報の適正な管理のために必要と認めるときは、名簿情報の管理状況について報告等を求め、又は検査により管理状況を確認することができるものとします。

第3章 個別避難計画

1 個別避難計画の作成

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ安全に実施するため、避難行動要支援者一人ひとりに対して、支援する人の氏名や支援の方法等を明記した個別避難計画の作成を進めます。

市は、災害時地域リーダーの協力を得て、名簿情報の提供に同意が得られた避難行動要支援者について、別紙様式第2号「個別避難計画」を作成します。なお、作成にあたっては、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援等関係者と具体的な支援等の方法について打合せをしながら進めるものとします。

(2) 個別避難計画で定める事項

個別避難計画では次に掲げる事項を定めるものとします。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 避難支援等を行う人 |
| イ | 避難支援等において留意すべきこと |
| ウ | 避難支援等の方法、避難経路、避難場所等に関すること |
| エ | その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

2 個別避難計画の提供等

(1) 個別避難計画の提供

市は、個別避難計画で定めた情報を、避難支援等の実施に必要と認める範囲で避難支援等関係者に提供し、市及び避難行動要支援者、避難支援等関係者で共有するものとします。

なお、個別避難計画を保有する団体等は、災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を守るために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う人又は機関に対して個別避難計画の情報を共有できるものとします。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画は、個人情報が多く含まれているため、市及び個別避難計画を保有する団体等は、名簿情報の適正管理と同様に、その個人情報の保護に必要な措置を講じ、厳重に管理するものとします。

第4章 要配慮者に対する支援体制

1 筑西市

(1) 災害対策本部

避難所の設置指示、開設状況の確認及び被災状況確認と避難所受入可能人数等の情報収集を行います。

(2) 広報班

災害情報・被害状況・災害対策活動の広報及び被災者総合支援センターの開設・運営を行います。

(3) 健康増進班

救護所の設置・管理、医療・衛生資材の確保、感染症の予防、被災者の救急・救護及び被災者の健康管理・心のケアを行います。

(4) 福祉班

避難所の開設・運営・維持管理の協力、災害ボランティアの受入・調整の総括、要配慮者等への支援対策、赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団の要請・受入、福祉避難所の開設・運営及び維持管理を行います。

(5) こども班

保育所・幼稚園・認定こども園等の乳幼児の避難及び安全措置に必要な対策を行います。

(6) 母子保健班

感染症の予防、被災者の救急・救護、被災者の健康管理・心のケア及び妊産婦への産前産後のサポートを行います。

(7) 避難収容班

避難所の開設・運営・維持管理、炊き出しの実施、給水活動の協力及び児童・生徒の避難を行います。

2 筑西市社会福祉協議会

筑西市社会福祉協議会は、自発的に登録ボランティア団体に協力を依頼し、避難所等の運営を支援します。さらに、炊き出し支援や避難所の環境整備等の業務など後方支援を積極的に行うものとします。

また、筑西市災害対策本部と連絡を密にし、要配慮者のニーズに対応した支援に努めるものとします。

3 自治会・自主防災組織・民生委員児童委員

自治会・自主防災組織・民生委員児童委員は、日頃からの要配慮者支援活動を通して、要配慮者や避難行動要支援者の把握に努め、災害時において個別避難計画に基づく支援等を実施するための連携体制を構築するものとします。

また、災害時には要配慮者の安否確認、避難誘導、災害対策本部との連絡等の支援活動を担います。

特に自治会長・自主防災組織の長・民生委員児童委員は、災害時地域リーダーとして、避難行動要支援者と避難支援等関係者との調整を行うコーディネーターとなり、個別避難計画の作成に協力します。

4 赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団

赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団は、災害時地域リーダーとして、定期的な活動研修を行い、災害時に率先して、地域における要配慮者の支援活動を行い、被災の軽減に努める役割を担います。

また、避難所における被災者の生活支援に努め、特に要配慮者の心身のケアや避難所の生活環境の整備に努めるものとします。

5 協力協定を締結する団体

市は、地域支援者には担うことのできない支援のため、以下の団体と協力協定を締結するように努めます。

- (1) 介護サービス事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 病院関係事業者
- (4) ケアマネジャー連絡協議会 等

第5章 災害等発生時における避難行動要支援者に対する支援

1 避難のための情報伝達

(1) 避難情報の発令

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市は、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の発令・伝達を行います。

その内容については、以下のとおりです。

■避難情報の種類等

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等※(注2)は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※(注2) 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所から全員が立退き避難する。 ・ 立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急退避や屋内退避の措置をとる。

<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況 ・人的被害の発生した状況 <p>※災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をする。
--------------------------	---	---

(2) 避難行動要支援者への情報伝達の方法

ア 市による情報伝達

市は、次のような手段によって、広く住民に対し災害情報の伝達に努めるものとします。また、災害発生時は、様々なトラブルが想定されますので、報道機関等の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その時点で最善の情報伝達に努めるものとします。

- ①防災行政無線や広報車等による情報伝達
- ②緊急速報（エリア）メール配信による情報伝達
- ③市ホームページやSNS等を利用した情報伝達
- ④広報紙等の文書や掲示板による情報伝達

イ 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、名簿情報やあらかじめ作成した個別避難計画等を活用し、情報伝達を行います。

2 災害発生時の避難誘導

災害等発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられることから、あらかじめ個別避難計画で定めた地域支援者を中心に、避難支援等関係者が協力しながら、避難行動要支援者の避難誘導を行うものとします。

なお、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で、名簿情報が提供・共有されていない避難行動要支援者や、被災により支援が必要となった人に対しても、可能な限り支援の輪を広げ、迅速な安否確認や避難誘導に努めるものとします。

■避難支援等関係者等が避難誘導を実施する際の主な留意事項

- 避難経路はできる限り危険な場所、その他新たに災害のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定します。
- 暴風雨や浸水などにより、支援者自身の安全が確保できない状態においては、危機回避のため、避難誘導活動を一時的に控えます。この場合において、市は消防機関や警察等に応援を要請します。
- 避難行動要支援者に対し、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、災害時地域リーダーや避難所配備職員等に報告・引継ぎを行います。

3 災害発生時の安否確認

安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導等を行うことで一時的に確認するものとしませんが、さらに、名簿情報に基づき、避難所等において、再度、避難した避難行動要支援者の把握に努めるものとしします。安否が確認できない避難行動要支援者については、消防機関や警察に救助や確認の依頼をします。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等はいくまでも地域の助け合い（共助）の活動であり、避難支援等関係者は避難行動要支援者に対する避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況等に応じ、可能な範囲で避難支援等を実施するものとしします。

また、市は、避難行動要支援者とその家族に、避難支援等は地域住民による善意の活動であり、災害時の支援等が必ずなされることを保証するものではないことを理解していただくため、十分な説明の機会をもって理解を得るよう努めるものとしします。

第6章 要配慮者に対する避難生活支援

1 避難所における支援

災害により避難所へ避難した直後は、電気・ガス・水道のライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者は共同で避難生活を送ることとなります。

避難所生活は、これまでの日常生活と大きく異なり、避難者にとっては不自由で窮屈なものであり、特に要配慮者においては、ストレスがたまり、生活そのものが困難な状況となる場合が多いと考えられます。

このことから、避難所運営においては、要配慮者に十分な配慮を行うとともに、必要に応じて福祉避難所等への移送も併せて考慮するものとします。

なお、要配慮者への生活支援は、地域支援者、災害時地域リーダー等が連携しながら実施するものとし、必要に応じてボランティア等に協力を要請します。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ要配慮者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが容易な場所等を優先的に確保するよう努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理等にも配慮します。

なお、長期にわたる避難生活が余儀なくされる場合は、避難者の協力による自主運営方式への移行を進めるものとします。

(2) 物資・食料等の調達

要配慮者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じた、きめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資や食料等について、要配慮者に配慮した物資・食料の調達・供給に努めます。

また、衛生管理に十分注意し、炊き出し等のボランティアへの指導を徹底するよう努めます。

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が混乱するため、必要以上に不安を抱く要配慮者が増えることから、市等からの情報等を的確に要配慮者へ提供できるように努めます。

情報の提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等、様々な方法による実施に心がけます。

(4) 相談窓口の設置等

要配慮者の支援ニーズは、一人ひとり異なります。また、心身の状態等によっても異なってくるものが考えられます。このことから、要配慮者の現況とニーズを的確に把握するため、相談窓口を設ける等、避難所での相談体制の整備に努めます。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等も実施し、声掛け運動を進めます。

(5) 要配慮者の個別ニーズへの対応

相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するよう努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

ア 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすの確保に努めます。徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮に努めます。

イ 視覚障害者

情報については、音声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示等に努めます。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具等は、必要に応じて確保に努めます。

ウ 聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙媒体や掲示板、コミュニケーションボードを活用するほか、音声による連絡(放送等)を実施する場合は文字での掲示を実施し、必要に応じて手話通訳者等の配置に努めます。

紙媒体や掲示板による伝達を実施する場合は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるなどの配慮に努めます。

補聴器等の補装具やその他日常生活に必要な用具等は、必要に応じて確保に努めます。

エ 肢体不自由者

車いす等が通行可能な通路の確保に努めます。また、トイレに近い場所や出入りが容易な場所等を優先的に確保するよう努めます。

車いすやその他補装具等日常生活に必要な用具等は、必要に応じて確保に努めます。

オ 知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するよう努めます。

カ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠であるため、その対象者を把握し、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等の調整に努めます。

キ 難病患者

特殊な医療器具や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等について調整します。

ク 妊産婦及び乳幼児

防音・防寒や衛生面と授乳に対しての配慮が必要であるため、おむつ交換や授乳が可能な場所を確保するとともに、緊急時に備え、医療機関との連絡体制を確保します。

ケ 外国人

日本語が理解できない外国人については、避難者の中で外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳者等の派遣をします。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮します。

(6) 医師等による巡回

障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師・保健師・栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その状況により、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変化や心的外傷後ストレス障害(PTSD)への進行が懸念されます。これらを防止するため、専門家等の協力を得ながら、心のケアの実施に努めます。

(8) ボランティアとの連携

避難所における要配慮者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担います。災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図ります。また、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてその支援に努めます。

2 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合に、災害の地理的要因等を踏まえて、各老人福祉センターなどバリアフリー化が進んでいる施設又は避難所の一部のスペースを活用し、福祉避難所を開設します。また、福祉関係施設を運営する社会福祉法人等と協力協定を締結し、必要に応じて要配慮者の受け入れ等の協力を依頼します。

また、福祉避難所の開設状況等は、防災行政無線など様々な媒体を活用し、対象者や住民に対して周知するよう努めます。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であるため、発災時すぐに避難所として一般住民が避難する場所ではありません。

(2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要配慮者のうち、食事・排泄・移動等が一人でできないなど一般避難所での生活が困難で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等へ入所・入院するには至らない程度の在宅の人及び介助等にあたる家族等（原則1名）です。

ただし、福祉避難所の受入可能人数等を踏まえ、次に掲げる人を優先して避難させることとします。

- | | |
|---|--|
| ア | 要介護3以上の認定を受けている人 |
| イ | 身体障害者手帳1級又は2級を所持する人（心臓・腎臓機能障害のみでの該当者は除く） |
| ウ | 療育手帳④又はAを所持する人 |
| エ | 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人 |
| オ | 臨月から産後6か月程度の妊産婦 |
| カ | その他市長が必要と認めた人 |

(3) 福祉避難所・医療機関等への移送

対象者の福祉避難所又は医療機関等への移送については、本人及びその家族が、避難支援等関係者の協力を得て行うことを基本とします。ただし、災害の状況により、移送に際して対象者に著しい危険が及ぶことが予測される場合など、特に移送に配慮を要する場合には、福祉関係車両、救急車両等の手配も含め、適切な移送手段の確保に努めます。

3 避難所以外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、地域や他人との共同生活を避け、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人が発生することも想定されます。狭い場所での避難生活では、一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている要配慮者については、地域の協力を得ながら、所在確認、現状把握を行い、物資や必要な情報の提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を心がけますが、基本的には、避難所への誘導を促すものとします。

また、被災を免れた要配慮者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも連携しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復に努めます。

4 個別避難計画による支援

(1) 個別避難計画対象者への支援

地域支援者及び災害時地域リーダーは、避難所運営担当者と協力して要配慮者に対し、個別避難計画に基づき、避難生活における支援活動を実施するものとします。

(2) 被災により要配慮者となった人への支援

被災により支援が必要となった人に対しても、地域住民は協力して、避難生活における支援活動を実施するものとします。

また、避難所では、避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の作成に理解を求めます。

第7章 平常時における要配慮者対策

1 要配慮者の防災・減災対策

(1) 防災・減災対策

市は、自治会・自主防災組織・連合民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・赤十字奉仕団・ボランティア団体等が実施する減災目的の意識啓発や訓練などの支援活動に協力するとともに、避難場所の周知や減災意識の高揚に努めます。

(2) 防災教育の充実

市は、災害時地域リーダー・地域支援者の協力を得て、要配慮者の減災対策の必要性など、防災教育の充実に努めるものとします。

2 趣旨普及・啓発のための広報活動等

(1) 要配慮者支援に係る広報啓発等

市は、災害時地域リーダーと連携し、災害時において住民の生命、身体等を保護することを目的に、ハザードマップの配布や住民参加型の防災講習会等を通じて、要配慮者・避難支援等関係者に避難準備情報等の意味や留意点を周知するとともに、この計画の趣旨、内容等について住民に対して積極的に広報啓発を行い、避難行動要支援者名簿の整備及び名簿情報の提供に理解を求めるものとします。

災害時地域リーダーは、市と連携し、この計画の趣旨、内容等について地域住民に対して広報啓発を行い、災害における被害を最小限に留めるように努力するものとします。

(2) 地域における共助意識の醸成

市は、要配慮者と避難支援等関係者が互いに、日頃からのコミュニケーションを確保し、情報を共有するため、情報提供と啓発活動を実施します。

(3) 要配慮者・避難支援等関係者を結びつけるコーディネート機能の確保

市は、災害時地域リーダーに対して、要配慮者と避難支援等関係者を結びつけるコーディネーターとしての役割を果たすための情報提供に努めます。

(4) 訓練参加による防災意識の高揚

災害時地域リーダーは、地域の防災意識の高揚を図るため、避難行動要支援者名簿情報・個別避難計画等を活用し、要配慮者が積極的に参加できる防災訓練の実施に努めます。

3 要配慮者自身の備え

災害時には、要配慮者自身も支援者の支援を待つだけでなく、基本的に「自分の命は自分で守る」という心構えが必要です。要配慮者自身や家族が日頃から積極的に周囲と協調し、災害時の備えに努めることが重要です。

(1) 近隣住民や避難支援等関係者等との交流

要配慮者は、日頃から積極的に地域と交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくることが重要です。地域を担当する民生委員児童委員や自主防災組織等を把握し、連絡方法を準備しておくことも大切です。

(2) 支援に関する意思表示

災害時には、どのような支援を必要としているのか的確に伝え、理解してもらう必要があります。避難行動要支援者は、名簿情報提供の同意や個別避難計画の作成に積極的に協力し、平常時から避難支援等関係者と具体的な支援方法等について共有しておくよう努めます。

(3) 避難経路及び避難場所の確認

日頃から、自宅からの避難経路や避難場所について確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておくようにします。なお、障害物や危険箇所等、改善の必要があるものがあれば、市や施設管理者などに連絡することも重要です。地域の防災訓練にも積極的に参加するよう努めます。

(4) 非常持出品などの準備

避難所には最低限の備蓄品しかありません。日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておくことが必要です。自身の健康状態、状況に応じた医薬品、医療器具、生活用品等の必需品や手帳等についても、非常持出袋に入れておくか避難支援等関係者に伝えやすくしておくことで迅速な避難支援等の実施に繋がります。備蓄品は各自でおおむね1週間分を確保するよう努めます。

(5) 早期の自主避難

台風などの風水害は、災害の発生までに時間的余裕があります。自ら行動を起こすことのできる要配慮者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努めます。また、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要です。自主避難所に避難する際も、非常持出品を持参し、早期の避難を心がけます。

第8章 計画の期間及び進捗管理・見直し

1 計画の期間

この計画に、計画期間は設けず、随時見直しを実施し、柔軟な対応を行います。

2 計画の策定・見直し

この計画の策定・見直しは、防災担当、福祉担当、健康増進担当、避難所担当、社会福祉協議会等の要配慮者に係る関連部門職員による避難行動要支援者避難支援計画策定検討会（課長会議・担当者会議）を開催し、庁内各担当部署との調整を図るとともに、避難支援等関係者の意見を踏まえて策定・見直しを進めるものとします。

3 事務局及び関係所管の連携

この計画の策定及び進捗管理・改定の事務局は、社会福祉課が担当し、必要に応じて検討会を開催し、調査及び分析を行い、その結果を取りまとめ、検討会に諮るものとします。

また、その他各支援等については、筑西市地域防災計画に基づき行うものとします。

付録 要配慮者支援を円滑に進めるために

◎みなさんに期待すること

避難行動要支援者避難支援計画では、要配慮者・避難行動要支援者支援の仕組みや取り組み方法についてまとめましたが、一番大切なことは常日頃の地域での接し方、付き合い方になります。実際に計画は作っても、多くの人が「結局のところ、私は何をしたら良いのか？」と感じるはずです。

そこで最後に、日頃の近所付き合いや近所の支え合いのあり方について考えてみましょう。

1 地域のみなさんに期待すること

① 積極的なあいさつをしましょう

当たり前のことですが、なかなかできないのではないのでしょうか。また、できなくなっているのではないのでしょうか。この当たり前のことを実践しましょう。

あいさつは、人付き合いの基本であり、あいさつなしで、人間関係を築くことはできないと考えています。

② 近所の人を知りましょう

ご近所であっても、会う機会が少なくなり、あいさつもしなくなっているのではないのでしょうか。あいさつをきっかけとして、相手のことを知る努力をしてみましょう。このことで、お互いを知り合うことが大切になります。

③ 地域の行事に積極的に参加しましょう

近所同士の付き合いができてきたら、次は、自治会等の祭りや地域清掃、防災訓練などの行事に参加し、さらに友人を増やしましょう。自ら時間を調整し、積極的に参加するように努力しましょう。

また、行事を企画するときは、だれもが参加しやすいイベントづくりに心がける必要があります。企画内容によっては、参加者に大きな差が生じますので、気軽に楽しく参加できる行事になるよう心がけましょう。

④ だれかのためにできることを考えましょう

地域における人の輪を広げることと同時に、自分は人のために何ができるのか考えてみましょう。そして、できることから実践してみましょう。

ただし、無理をせず、また、深入りをすることなく、押し売りをするような注意しましょう。

基本は、近所の人のために何ができるかを考えることです。

⑤ 積極的に行動しましょう

日頃からの付き合いがなければ、災害時だからと言って声をかけることもできないと考えられます。簡単なことでも考えているだけでは何も進みません。積極的に行動してみましょう。

一人でできないことは、近所の方や友人と協力して実践してみましょう。

⑥ 要配慮者との壁は作らないようにしましょう。

要配慮者は、身近にいます。情報の共有により、自ら避難できない人への配慮に心がけましょう。だからといって、日常生活において、必要以上に特別扱いすることはしないようにしましょう。このことは、かえって壁を作ってしまうことにもなります。

2 要配慮者のみなさんをお願いすること

① 自分の存在を知ってもらうように努力しましょう

災害時において支援を求める場合は、自分の存在を地域の人に知ってもらうことが大切になります。多くの災害で被害にあった理由には、迅速な避難行動ができなかったことが理由の一つに挙げられます。地域の人に積極的にあいさつをするなどし、自分自身の存在を知ってもらいましょう。

② 普段から近所の人と仲良くなる努力をしましょう

知らない人に、自分の力を貸そうとする人は少ないと考えられます。あいさつから始まり、知りあい、そして友人になれば、助けを必要とするときには手を貸してくれると考えます。自分から積極的に地域の輪に飛び込んでみてください。

③ 過度の要求はしないようにしましょう

避難支援等関係者の避難支援等は、避難支援等関係者本人やその家族等の安全が大前提であり、避難支援等が必ずなされると保証されているものではありません。

災害時は、だれもが避難者であり、被災者です。その中で、善意で支援を行ってくれていることを認識しましょう。

支援を受けることへの感謝の気持ちが必要になります。